

(写)

3 消安第 4306 号

令和3年 11月 11日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の強化の再徹底について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

国内における高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生については、「秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（令和3年11月10日付け3消安第4249号農林水産省消費・安全局長通知）により、今シーズン国内初の本病の疑似患畜の確認について連絡したところです。その後、動物衛生研究部門による遺伝子解析の結果から、H5N8亜型の本病ウイルスであることが確認されました。

野鳥においては、本日、環境省から鹿児島県出水市で採取された環境試料（水）からH5亜型の本病ウイルスが検出された旨連絡がありました（別添1）。

海外においても、家きんにおける本病の発生が報告されており、直近では韓国において、11月9日にうずら（H5N1亜型）及び肉用あひる（亜型確認中）における本病の発生が報告されました（別添2）。

また、本日開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第78回家きん疾病小委員会において、秋田県の事例における防疫措置の状況、疫学調査チームの現地調査結果等について報告し、議論を行いました（別添3）。疫学調査チームの現地調査では、①農場周辺環境の野鳥の生息状況、②農場敷地内における鶏舎間の水場の存在、③鶏舎へのネズミ等の野生動物の侵入の跡、④堆肥置場の防鳥ネットの破損等が確認されました。

これらの状況を踏まえ、全国的に本病の発生に対する警戒を強める必要があります。

このため、都道府県におかれましては引き続き、家きん飼養者に対して、地域や関係団体と連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再確認、③ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底、④農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底を指導するとともに、農場内に野生動物が近づく可能性のある水場がある場合には忌避テープや水抜き等の野鳥飛来防止対策を行うことについて、指導又は助言を実施するようお願いします。

【担当】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課防疫企画班

青山、田中、中島、石川

動物衛生課調査分析班

下平

Tel:03-3502-8292

鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性（野鳥国内1例目）及び野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

令和3年11月11日（木）

＜鹿児島県同時発表＞

鹿児島大学が実施した検査により、令和3年11月8日（月）に鹿児島県出水市で採取した環境試料（水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

また、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、国内複数箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル3」に引き上げます。

1. 鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性（野鳥国内1例目）について

（1）経緯

- 11月8日（月）・鹿児島県出水市で環境試料（水）を採取
- 11月11日（木）・鹿児島大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出
 - ・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

（2）今後の対応

- ・鹿児島県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- ・野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、下記により「対応レベル3」に引き上げます。

2. 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※については、本日付けて「対応レベル3」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれでは、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。
(参考) 野鳥との接し方について
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室
直通 03-5521-8285
代表 03-3581-3351
室長 東岡 礼治 (内線 6470)
補佐 村上 靖典 (内線 6675)
係長 福田 真 (内線 6670)
担当 安藤 滉一 (内線 6478)

韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2021年10月以降)

(別添2)

出典:韓国農林畜産食品部

※日付は症状が確認された日または検体採取日

2021年11月11日時点

農林水産省動物衛生課

忠清北道			
2021.11.9	陰城郡	H5N1	ウズラ
2021.11.9	陰城郡	確認中	肉用アヒル



食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会

第78回家きん疾病小委員会 概要

1. 開催日時：令和3年11月11日（木）14時00分～15時35分

2. 開催場所：農林水産省第3特別会議室 ウェブ開催

3. 出席委員（50音順、敬称略）

臨時委員：伊藤 壽啓（小委員長）、中島 一敏

専門委員：岩科 友希、内田 裕子、白田 一敏、森口 紗千子、矢野 小夜子、
山口 剛士、山本 健久

4. 議題：

(1) 秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例について

(2) 疫学調査チームの現地調査結果について

(3) 今後の防疫方針について

5. 概要：

(1) 発生農場及び周辺における防疫措置の強化継続

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き、当該農場の飼養鶏の殺処分及び埋却、制限区域の設定、当該農場周辺の消毒強化及び消毒ポイントの設置等の必要な防疫措置を実施・継続すること。

搬出制限区域内の6農場で、毎日の死亡家きん羽数、特定症状の有無等についての報告を求めること。

(2) 疫学調査チームの現地調査概要

別添のとおり。

(3) 疫学調査及び研究の実施継続

本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路につながる情報の収集が重要であり、科学的なデータに基づいた疫学調査が不可欠である。このため、①疫学調査チームによる現地調査、②ため池等の周辺環境や、鶏舎床、換気口等の農場内の環境材料からのウイルス分離及び遺伝子検査、③海外の野鳥分離株、国内の関係機関等が実施する野鳥調査における分離株等と、発生農場分離株との遺伝子比較解析等により、国内や農場内への侵入経路を考察し、これを防疫措置に活用すること。

(4) 今後の防疫対応の徹底について

近隣諸国での発生状況を監視するとともに、「令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和3年9月10日付け3消安第3060号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき、都道府県は家きん飼養者に対して、①早期発見・早期通報の再徹底、②ウイルスの人・車両又は野鳥等を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底、特に、野生動物が近づく可能性のある水場が農場内にある場合には忌避テープや水抜き等の野鳥飛来防止対策、③農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底について、指導するとともに、都道府県内の的確な初動対応の徹底及び連携体制の確認をすること。

秋田県横手市（国内1例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る 疫学調査チームの現地調査概要

令和3年11月10日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、平野部に位置し、付近は刈取り後の田んぼに囲まれていた。調査時に農場周囲にはサギ類、ハクチョウ類が数羽確認された。また、近隣ではハクチョウ類が80羽以上確認された。
- ② 農場外の隣接地にはため池が存在していた。また、農場内にも鶏舎間に水場が複数存在していた。
- ③ 調査時、発生農場から約1.2kmの距離にある水田ではコハクチョウ51羽、約3.1kmの距離にある池ではカルガモ計19羽が認められた。
- ④ 当該農場には開放式鶏舎5棟、ウインドレス鶏舎6棟、セミウインドレス鶏舎1棟からなり、発生時は開放式鶏舎3棟、ウインドレス鶏舎5棟、セミウインドレス鶏舎1棟で採卵鶏が飼養されていた。発生鶏舎はウインドレス鶏舎であった。

2 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、11月7日に発生鶏舎で14羽の死亡があり、うち5羽が鶏舎内の固まった場所で死亡していたとのこと。
- ② 翌11月8日に当該鶏舎で80羽が死亡したことから、かかりつけ獣医師に相談し、9日に獣医師が来場した際も死亡が継続していたことから家畜保健衛生所に通報したこと。
- ③ 疫学調査時では、発生鶏舎で死亡やチアノーゼ、沈鬱等が確認された。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では開放鶏舎担当の従業員2名、ウインドレス・セミウインドレス鶏舎担当の従業員6名及び場長1名の9名が飼養管理に従事していた。
- ② ウインドレス・セミウインドレス鶏舎を担当する6名については、担当鶏舎が決まっておらず、ローテーションで担当していたとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 飼養管理者によると、従業員は農場に入る際、農場専用の作業着、長靴に交換し、手指を消毒していたとのこと。また、ウインドレス・セミウインドレスの各鶏舎に入る際は、専用の長靴と作業着に交換し手指を消毒していたが、開放鶏舎に入る際には作業着の交換はしていなかったとのこと。
- ② 開放鶏舎では防鳥ネットに破損が見られ、鶏舎内でスズメが確認された。
- ③ 鶏舎横の飼料タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低い状況であった。
- ④ 飼養管理者によると、飼養鶏への給与水は井戸水を利用しており、塩素消毒を実施していたとのこと。
- ⑤ 発生鶏舎からの鶏糞は、農場敷地内にある堆肥場に搬出し、堆肥化していた。堆肥場には防鳥ネットが設置されていたが、ネットや壁に野鳥が侵入可能と思われる破損部があり、堆肥場内でカラス、ネコを確認した。
- ⑥ 飼養管理者によると、健康観察時に回収した死亡鶏は、農場敷地内の焼却炉で処理していたとのこと。
- ⑦ 飼養管理者によると、ロットごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウト後は鶏舎内の清掃・消毒を行っていたとのこと。
- ⑧ 飼養管理者によると、車両が農場敷地に入場する際、農場外に設置された消毒ゲー

トで車両上部を消毒した後に、農場入り口に設置された消毒ゲートでタイヤ回りを消毒していたとのこと。

- ⑨ 発生鶏舎であるウインドレス鶏舎の構造は、鶏舎手前側の壁面から給気し、鶏舎奥側の壁面に設置された換気扇から排気するタイプの鶏舎であった。給気面にはクリーリングパッドが設置され、排気用の換気扇の外側には開閉可能な板が設置されていた。また、換気量調整のため、天井部に天井裏につながる開閉式の通気口が設置されていた。外部から天井裏への給気口には金網が設置されていた。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理者によると、農場内ではタヌキ、ネズミ、カラス、スズメ、ネコを見かけることがあるとのこと。農場の上空にカラスを複数羽確認した。また、敷地内で中型哺乳類と鳥類の糞便を確認した。
- ② 飼養管理者によると、発生鶏舎内でネズミを確認することがあり、業者にネズミ対策（殺鼠剤及び粘着シートの設置）を依頼しているとのこと。調査時にも、発生鶏舎内で、ネズミ類のものと思われる糞や足跡、かじり痕を確認した。
- ③ 発生鶏舎側面の壁面には、3.0cm程度の隙間があり、小型の野生動物が侵入可能と考えられた。
- ④ 鶏糞を搬出するベルトコンベアの鶏舎内の蓋や鶏舎外につながる開口部に隙間が確認された。
- ⑤ 集卵用のバーコンベアに隙間は確認されなかった。